

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年6月10日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：コンゴ民主共和国コンゴ盆地における熱帯泥炭地生態系モニタリングおよび管理能力強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用）」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：コンゴ民主共和国コンゴ盆地における熱帯泥炭地生態系モニタリングおよび管理能力強化プロジェクト

調達管理番号：26a00223

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとしします。

2026年6月10日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：コンゴ民主共和国コンゴ盆地における熱帯泥炭地生態系モニタリングおよび管理能力強化プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2026年10月 ～ 2030年9月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2026年10月 ～ 2028年1月

第2期：2028年2月 ～ 2030年9月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

- (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行

期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1. 第1期：2026年10月 ～ 2028年1月
 - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の30%を限度とする。
 - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の10%を限度とする。
2. 第2期：2028年2月 ～ 2030年9月
 - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の15%を限度とする。
 - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の15%を限度とする。
 - 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

（6）部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1. 第1期：2026年10月 ～ 2028年1月
 - 1) 2026年度（2027年1月頃）
- 2) 第2期：2028年2月 ～ 2030年9月
 - 1) 2028年度（2029年1月頃）
 - 2) 2029年度（2030年1月頃）

2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

地球環境部 森林・自然環境保全グループ 自然環境保全第二チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 6月 16日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 6月 17日 12時まで
3	質問への回答	2026年 6月 22日まで

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年 7月 3日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年 7月 14日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位のものを除く）	入札会の日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「コンゴ民主共和国コンゴ盆地における熱帯泥炭地生態系モニタリングおよび管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：24a00454）の受注者（合同会社適材適所）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/5cmy6jNuMd>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・

別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- ▶ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	先住民族を含む地域住民参加型の泥炭管理活動の実施にかかる実施方法	第3条2(5) 第4条2(1)
2	他のアクター（ドナー、研究グループ、NGO）との協調した泥炭生態系モニタリング手法の提案	第3条2(4) 第3条2(7)
3	事業開始時のベースライン調査の実施方法と事業終了時のエンドライン調査の実施方法	第3条2 第4条2(3)②⑤
4	フラックスタワー建設前に技術協力プロジェクトが開始する場合の事業計画	第3条2(2)

2. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む

業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

- ① 特殊傭人費（一般業務費）での備上。
- ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
- ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。

▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案して下さい。

- ▶ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照して下さい。

【1】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年10月
- ・ RD署名：2025年4月17日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトフレームワーク

本事業では、①泥炭地生態系のモニタリング・観測体制の立ち上げ、②泥炭ランドスケープの持続的管理の推進、③国内・国外ステークホルダーの泥炭地モニタリング・管理の理解促進、の3つを成果の柱とし、それらを通じて泥炭地モニタリング・管理の能力強化（プロジェクト目標）達成を目指すフレームワークとする。

成果1で掲げられるモニタリングについて、既に幾つかの観測・研究計画が存在するところ、本事業はそれらのコーディネーションを行うことを活動の中心に据え、多くのアクターが参画するフラックス計測のほか、気象、日照、水位やより広いエリアでの水循環、生物相のモニタリング等の実施に繋げることを想定している。

成果2の持続的管理の推進については、近年英国研究グループ Congo Peat により作成された泥炭マップなど既存のものを活用し、村落としてより重点的に守るゾーンなどを特定しつつ、保全や持続的自然資源利用に関するアクションプランを策定し、モデルサイト内での活動に取り組む。

(2) 無償資金協力にて建設中の泥炭観測施設について

2022年11月、日本国政府はコンゴ民主共和国（以下、「コンゴ民」）政府に対し、泥炭地エリアにおいて、気象・地下水等のリアルタイム観測システムを構築・運用し、熱帯林及び泥炭地の保全に向けた研究・取組に貢献し、さらに同国の森林保全及びそれを通じた気候変動対策に寄与することを目的とする無償資金協力に関する書簡を交換した。2024年以降、コンゴ民政府による地盤調査や環境社会影響評価を経て、2026年6月現在、速やかな着工に向けて準備中である。同無償資金協力では、施設までのアクセス道路建設の他、観測施設に必要な機材を調達予定。本協力では、施設建設と並行して地域住民との関係構築（ステークホルダー協議の実施）、泥炭ランドスケープ保全のための啓発活動に取り組み、現場レベルにて泥炭地保全の重要性の理解を得る。

(3) 科学・研究協力の視点

コンゴ盆地ではすでにベルギーの Congo Flux やイギリスの Congo Peat といった研究活動の他、現地大学研究者等も欧州の研究者と協力して研究活動を推進している。Congo Flux では熱帯林のフラックス計測に加えて、ミヨンボ林のフ

ラックス計測のためのタワー新設に取り組むなど、コンゴ盆地全体のフラックス計測の充実に向けた取り組みや計画が進んでおり、これら研究グループからは泥炭地でのフラックスタワー建設、またその運用にも資する本技術協力プロジェクトの実施に大きな期待が寄せられている。

(4) 社会的弱者への配慮

ロコラマ村には先住民族のピグミー系住民（バチュワ族）が居住し、森の資源に依存した生活を営んでいる。このような先住民族の生活様式やコミュニティの希望に十分配慮した事業運営は、プロジェクトの成功のため、また持続的な泥炭地管理の推進の観点からも、重要となる。一方ロコラマ村の隣には、バンツー系農耕住民が居住しており、両村ともモデルサイト対象であることから、バチュワ族と、バンツー族の両民族の意思を尊重するという平等な姿勢を見せていくことが求められる²。

またその他、本事業では女性・若者にも焦点を当て、それら社会的弱者にも事業参画の機会が適切に与えられること、また事業の便益を得られるような工夫を行う。

(5) 先住民族を含む地域住民支援にかかる基本的な考え方（赤道州における持続可能な泥炭地管理にかかる再委託について）³

自然環境セクターにおける近年の国際的な議論では、先住民族を含む地域住民（IPLCs: Indigenous Peoples and Local Communities）が自然環境保全に果たす役割の重要性が改めて認識されている。こうした状況の下、現場レベルの保全活動では、IPLCs 向け資金を拡充すること、特に国際機関や大手 NGO を経由するのみならず、地域住民の意思が十分に反映される形で資金を活用できる⁴ようにすることが重要である。

こうした国際的な潮流を踏まえ、今回の赤道州における持続可能な泥炭地管理に係る支援活動（の現地 NGO への再委託）においては、再委託費全体の少なくとも 20% を、IPLCs と共に策定・合意する行動計画に基づき、地域住民に直接的に裨益する（地域住民が優先順位を決定する）活動に充当する。なお、NGO の管理費、人件費、車両費その他の一般運営経費については、この割合には含めないものとする。

² 具体的な提案を求める事項2参照。赤道州の熱帯泥炭地モニタリングには、ドナー、欧米大学の他、現地大学等多くのアクターが存在することから、これらと協調したモニタリング手法の提案が求められる。

³ 具体的な提案を求める事項1参照。事業対象地には、先住民族を含む地域住民らによる伝統的な生活が営まれている。当地で泥炭地管理活動を行うにあたり、地域住民参加型の実施にかかる実施方法の提案が求められる。

⁴ 関連資金のうちどの程度をIPLCsに充てるかについては、例えば、生物多様性保全に関するGBFF（Global Biodiversity Framework Fund）では、資金の少なくとも20%をIPLCsによる保全行動に向けてることが目標として掲げられている。さらに、TFFF（Tropical Forest Forever Facility）のConcept Noteにおいても、熱帯林国に対するForest Paymentsの少なくとも20%をIPLCsに向けての考え方が示されている。他方、Cali Fundでは、資金の少なくとも50%を先住民・地域住民の自己特定ニーズに配分するという、より野心的な枠組みが採用されている。

(6) コンゴ共和国との連携強化

コンゴ盆地の泥炭地はコンゴ民主共和国／コンゴ共和国の両国にまたがって分布しており、泥炭地保全のためにはコンゴ民のみならずコンゴ共も同様に取り組んで行くことが望ましい。本事業は予算の限りがあるものの、その中で可能な範囲でコンゴ共の人材との交流推進を予定している。

(7) 他ドナーとの連携

泥炭地保全に関わる事業として、上述の研究者や研究プログラムとの連携のほかに、CAFI、UNEP、FAO、WWF 等も関連する事業が進む見通し。それら他のアクターとも良く連携・デマケを図りながら本事業に取り組む。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

- ① 成果1に関わる活動：泥炭地生態系のモニタリング・観測の枠組みが赤道州で構築される。

活動1-1：熱帯泥炭地生態系のモニタリング・観測項目を特定する。

活動1-2：赤道州の泥炭地のモニタリング・観測のための主要機関を特定する。

活動1-3：活動1.1で特定したモニタリング・観測項目に基づいて、泥炭地のモニタリング・観測計画を提案する。

活動1-4：提案に基づき、主要機関の間で泥炭地のモニタリング・観測計画を合意する。

活動1-5：モニタリング・観測計画に沿って必要な機材を準備する。

活動1-6：モニタリング・観測計画を踏まえて主要機関の能力強化を行う。

活動1-7：泥炭地のモニタリング・観測の実施における調整を行う。

活動1-8：モニタリング・観測計画をレビューし、修正し、確認する。

- ② 成果2に関わる活動：モデルサイトにおいて泥炭地ランドスケープの持続可能な管理が推進される。

活動2-1：モデルサイトとその周辺地域の泥炭地の分布を特定する。

活動2-2：泥炭地ランドスケープの持続可能な管理のため、ロコラマとペンゼレを含む3対象村落を選定する。

活動2-3：対象村落の社会経済および環境に関する情報を収集・分析す

る。⁵

活動 2-4 : コミュニティの生計、先住民、ジェンダーを考慮して、対象村落の持続可能な泥炭地ランドスケープ管理のためのプロジェクト活動計画を作成する。

活動 2-5 : プロジェクト活動計画を実行する。

活動 2-6 : 必要に応じてプロジェクト活動計画を見直し、修正する。

- ③ 成果 3 に関わる活動 : 泥炭地のモニタリング・観測及び持続可能な管理の重要性が国内外ステークホルダーによって認識される。

活動 3-1 : 成果 1 及び成果 2 を通じて得られた知識・教訓を取りまとめる。

活動 3-2 : 得られた知識・教訓を国内外のセミナーや会議で広く共有する。

セミナーの想定規模は以下の通り。

(国内セミナー)

・実施回数 : 3 回 / 年程度 (4 年間)

・対象者 : コンゴ民環境・持続可能な開発・新気候経済省及び赤道州、コンゴ共和国環境省の職員合計 30 名程度

(国際セミナー)

・実施回数 : 2 回程度

・対象者 : コンゴ民環境・持続可能な開発・新気候経済省職員 2 名程度

活動 3-3 : 国及び / 又は州レベルの政策・計画および戦略・指令に関し、泥炭地ランドスケープの持続可能な管理にかかる提言を作成する。

(2) 本邦研修・招へい

- 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する (発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠)

- 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計 1 回
対象者	コンゴ民環境・持続可能な開発・新気候経済省及び赤道州

⁵ 事業開始・終了時に対象村落の社会経済、自然環境を把握するためにベースライン・エンドライン調査を実施する。調査項目は、その後の泥炭地モニタリングの項目として活用できる項目があると思われるところ、慎重に提案すること。

	の職員
参加者数	約 11 名/回
研修日数	約 18 日（移動日を含む）/回

（3）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。なお、生物多様性、ジェンダー及び環境社会配慮の視点を統合し、エンドライン調査を念頭に置いた調査項目を設定する⁶。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の

⁶ 具体的な提案を求める事項3参照。

合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では以下の対応を行う。

➤ 受注者は、MEDD-NEC 対象とし、泥炭地保全政策実施能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

本業務では以下の対応を行う。

➤ プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。

➤ 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では以下の対応を行う。

➤ 本業務にて作成する泥炭地モニタリング・観測計画にて、対象村落の自然・社会経済的特徴を把握し、計画実施の上で必要となる環境社会配慮事項の確認を行うと共に、必要なセーフガード事項を同計画に盛り込む。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

➤ 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。半期報告・レビュー報告書含む各種報告書等において、上記の活動の進捗・成果を報告する。

➤ 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 本業務は、各期それぞれに作成する。
- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
 - 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から 1 カ月以内	仏語	電子データ	
半期報告・レビュー報告書	年度起点で半年ごと	日本語／仏語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語	電子データ	
事業完了報告書	第 2 期契約履行期限末日	日本語・仏語	CD-R（日・英・仏） 製本（和文） 製本（仏文）	3 部 4 部 10 部

- 事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) 半期報告・レビュー報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 泥炭地モニタリング・観測計画
- (2) 持続可能な泥炭地ランドスケープ管理のためのプロジェクト活動計画
- (3) 泥炭地ランドスケープの持続可能な管理にかかる政策提言

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	土地利用計画策定調査	赤道州対象地域における土地利用計画の策定調査	1回	定額計上
2	住民参加型泥炭保全管理活動	赤道州対象地域における住民参加型泥炭保全管理活動の実施	1回	定額計上
3	泥炭生態系モニタリング（ベースライン・エンドライン調査含む）	赤道州対象地域における泥炭生態系ランドスケープのモニタリング調査（社会経済・生態学的条件を含む）・ベースライン・エンドライン調査を含む	1回	定額計上

第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	パソコン	パソコン（C/P及びローカルスタッフの能力強化用）	4	供与機材	上限額
2	バイク	バイク（C/P及びローカルスタッフの能力強化用）	6	供与機材	上限額
3	ドローン	ドローン（泥炭ランドスケープ計測用）	1	供与機材	上限額
4	計測機材	計測機材（具体的な機材については、実施中の無償資金協力事業との調整の上決まる。現時点の想定は、フラックス計測他、水位・水循環・	3	供与機材	定額計上

		生物相・植生被覆等泥炭ランドスケープ計測用を想定)			
5	維持管理用 機材	維持管理用機材（フラックス計測維持管理を想定)	1	供与機材	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名：コンゴ民主共和国

案件名：コンゴ盆地における熱帯泥炭地生態系モニタリングおよび管理能力強化プロジェクト

Project for Capacity Development of Tropical Peatland Ecosystems Monitoring and Management in the Congo Basin

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

「地球の片肺」と呼ばれるコンゴ盆地の熱帯林は、南米アマゾンに次ぐ世界第2位の豊かな森林面積を有し、その約6割がコンゴ民主共和国（以下、「コンゴ民」という）に属している。しかしながら、コンゴ民の森林減少率は年平均40万ha(2005-2010、コンゴ民環境省)とコンゴ盆地関係国の中で最も高く、森林保全への取組が急務となっている。コンゴ盆地には全世界の熱帯泥炭地における炭素蓄積の約30%が賦存するとされ、なかでもコンゴ川を挟んでコンゴ民とコンゴ共和国（以下、「コンゴ共」という）に存在する泥炭地は世界最大の連続した熱帯泥炭地域と言われている。この泥炭地には3つのラムサール湿地が含まれ、合計1,292万haに至る世界最大級のラムサール湿地帯が広がっている。泥炭地層の厚さは平均深度2m、最大深度5.9m、面積は約1,455万haに至り、炭素蓄積量は300億t-CO₂eqと予測されている。大量の炭素貯蔵庫でもある泥炭地は、地球規模の気候変動の緩和やアフリカ域内の水循環において重要な役割を果たしており、環境変化を通じた意図せぬ排水や乾燥は大量の温室効果ガス（GHG）排出を引き起こし、地球規模での気候変動を加速させることになる。また泥炭地には繊細な生態系が広がっており、環境変化が生物多様性へも悪影響を及ぼしかねない。コンゴ民の泥炭地には、木材コンセッションや石油開発などの開発圧力が今後高まることが予想されており、コンゴ民政府が広大な泥炭地生態系の維持管理を行っていくことは地球規模の気候変動対策として重要である。

コンゴ民政府は「国家開発戦略計画(2019-2023年)」において、森林セクターの目標にコンゴ盆地の森林・泥炭地保護を明記している。また環境・持続可能開発省(Ministère de l'Environnement, Développement Durable et Nouvelle Economie du Climat、以下「MEDD-NEC」という)による「気候変動に対する適応策の国家計画(2022-2026年)」では森林の生物多様性保全を掲げ、2012年に策定した「国家REDD+枠組み戦略」では2030年までに森林被覆率63.5%を達成し維持していくことを目標に挙げている。さらにMEDD-NECは「国家泥炭地戦略」の策定に着手し、2020年12月には「人と自然のための泥炭地保護」という泥炭地国家ビジョンを発表した。森林については、「森林に関する2002年8月29日法律No.011/2002」で保存林、生産林、保護林を規定するとともに、ローカル・コミュニティが保護林に森林コンセッション(Concessions Forestières des Communautés Locales、以下「CFCL」という)を設定し、主体的に森林を保全管理する権利を認めている。湿地

については、「水に関する 2015 年 12 月 31 日法律 No.15/026」、「自然保護に関する 2014 年 2 月 11 日法律 No.014/003」で、その保全のための措置を図ることが定められている。国際レベルでは、コンゴ民は 2017 年にパリ協定を批准し、2021 年には「国が決定する貢献（NDC）更新版」を国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局へ提出し、2021-2030 年の温室効果ガスの排出削減目標を 21%（条件付きを含む）とするとともに、緩和策の取組として泥炭地のマッピングと評価、泥炭地の回復を明記している。また 2016 年の UNFCCC COP22 にて発足した「世界泥炭地イニシアティブ（Global Peatlands Initiative、以下「GPI」という）」の主導の下、2018 年にコンゴ民、コンゴ共、インドネシアは泥炭地保全のための相互連携を目指す「ブラザビル宣言」に署名している。

2022 年 11 月、日本国政府はコンゴ民政府に対し、泥炭地エリアにおいて、気象・地下水等のリアルタイム観測システムを構築・運用し、熱帯林及び泥炭地の保全に向けた研究・取組に貢献し、さらに同国の森林保全及びそれを通じた気候変動対策に寄与することを目的とする無償資金協力に関する書簡を交換した。

コンゴ盆地では、これまで主に国際研究プログラム CONGOPEAT によって Cuvette Centrale（コンゴ民とコンゴ共の国境付近、泥炭地分布の核心地域）において主にマッピングを中心とした泥炭地関連調査が行われている。うちコンゴ民では主に赤道州やマイドンベ州等において泥炭地関連調査が行われてきた。また、チョポ州のヤンガンビにて（泥炭地を含まない）熱帯林を対象に 2020 年から CO2 フラックスが計測されている。コンゴ盆地の泥炭生態系には、援助機関、「国際気候イニシアティブ（International Climate Initiative、以下「IKI」という）」や GPI などの国際イニシアティブが関心を寄せ、資金拠出も行っているが、泥炭地の地球規模の気候変動、特に温室効果ガスの吸収・放出といった緩和面で及ぼすインパクトやアフリカ域内の水循環における役割を解明するための基礎データは未だ収集・分析されていない。

このような状況を受け、コンゴ民政府より日本の無償資金協力により今後建設されるフラックスタワーも活用し、援助機関・大学研究機関等と連携して泥炭地モニタリング・観測を行うとともに泥炭地生態系の持続可能な管理のための能力強化を図る本技術協力が要請された。

（2）当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

我が国の対コンゴ民国別開発協力方針（2024 年 9 月）では、「人間の安全保障及び持続可能な成長の実現」の基本方針（大目標）のもと、重点分野（中目標）の一つに「環境保全及びグリーン・トランスフォーメーション（GX）の推進」を掲げ、森林保全への取組を急務としている。本事業は、森林保全（小目標）のもと JICA が実施している「コンゴ盆地森林保全・管理プログラム」に位置付けられる。

JICA は同プログラムの中で、2018 年より 2025 年まで MEDD-NEC に「森林・気候変動対策政策アドバイザー」を派遣している。また技術協力プロジェクト「持続可能な森林経営及び REDD+促進のための国家森林モニタリングシステム強化プロジェクト」（2012-2017 年）、「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」（2019-2025 年）を実施している。後者

のプロジェクトでは、JICAは「中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）」の第1回意向表明書（Letter of Intent、以下「LOI」という）による「クウィル州 REDD+統合プログラム（Integrated REDD+ Program、以下「PIREDD」という）」を受託し、この外部資金を活用した活動を行っている。2022年5月、CAFIの第2回LOIが公表され、そこでは泥炭地プログラムの実施も検討されているところ、今後CAFI資金を活用した泥炭地管理・保全事業の検討も想定される。

さらに本事業は、JICAグローバル・アジェンダ「自然環境保全」において設定されたクラスター事業戦略「自然環境保全」に合致するものである。持続可能な開発目標（SDGs）に関しては、本事業は熱帯泥炭地における生態系保全・管理に貢献することから、ゴール15「生態系の保護、回復、持続可能な使用の促進、森林管理、生物多様性の損失の阻止」の達成に資する。また、ゴール13「気候変動とその影響への緊急の対処」とも合致している。

（3）他の援助機関の対応

コンゴ民では、EUDRへの対応を含む持続可能なカカオ生産に向けて、次の通り援助機関が活動している。

① GPI

- ・ 国連環境計画（UNEP）が主導する国際パートナーシップ。コンゴ民では国の関係者を対象に泥炭地マッピングのための能力強化セッションを実施。また2018年 Brazzaville で開催された GPI 第3回パートナー会議では、コンゴ民、コンゴ共、インドネシアにより泥炭地保全に係る「ブラザビル宣言」が署名された。

② CONGOPEAT

- ・ 英国の自然環境研究評議会（NERC）が資金を提供し、英国 Leeds 大学が主導する研究プロジェクト（2018-2024年）。2017年に明らかとなったコンゴ盆地の泥炭地生態系の包括的な理解を目的とし、泥炭地の数学的モデルの構築、泥炭地マップの作成等を行っている。上記①及び下記③にも協力。

③ IKI プロジェクト（Securing critical biodiversity, carbon and water in Congo Basin Peatlands）

IKI が出資し UNEP を実施機関として、コンゴ民・コンゴ共両国にまたがる Télé 湖と Tumba 湖を含むコンゴ盆地泥炭地の生物多様性の保全を目的とする5年間（2022年1月-2027年12月）のプロジェクト。パートナー機関として、FAO、WWF、Leeds 大学、キサンガニ大学、UGT（MEDD-NEC）などが参加。

④ CONGOFLUX

- ・ ベルギーGhent 大学が2020年よりヤンガンビの国立農業研究機構（Institut National pour l'Étude et la Recherche Agronomiques : INERA）敷地内でフラックスタワーを運用し、低地熱帯林と大気との間の温室効果ガス（CO₂、N₂O、CH₄、H₂O）の長期交換を測定。
- ・ 下記⑦にも協力しており、キサンガニ大学がパートナーとして参加している。

⑤ PIREDD Equateur（赤道州 REDD+統合プログラム）

- ・ CAFI の出資により、FAO を実施機関として、生計に基づいて森林破壊の要因に対処することを目標とする。当初プロジェクト期間は、4年間（2018-

- 2023年)で、2年間の延長済(2023年11月-2025年10月)。
- PIREDDの支援で2023年10月21日に、泥炭を有する6州(Equateur、Mai-Ndombe、Mongala、Sud-Ubangi、Tshopo、Tshuapa)の知事が、泥炭地管理に向けて州間の調整・協力を努める「Déclaration des Gouverneurs ayant en commun les tourbières」に署名した。
 - WWFがプロジェクトの中で、これまで赤道州で36のCFCLの取得(審査中を含む)、14のSimple Management Planの作成を支援している。
- ⑥ 国際林業研究センター(Center for International Forestry Research : CIFOR)
- 米国国際開発庁(USAID)の資金により、米国農務省森林局(USFS)と共同で、21か国の泥炭地・マングローブ林を対象に適応策と緩和策のための能力強化プログラム(The Sustainable Wetlands Adaptation and Mitigation Program: SWAMP)を実施中。コンゴ民では2021年に泥炭地の法的枠組みに係るレビューを作成した。
- ⑦ Yangambi Biosphere Reserve プロジェクト
- ベルギー政府の出資により、UNESCOを調整機関として、同Reserveを気候変動と生物多様性に関する知識・観察拠点とするとともに、コンゴ盆地の持続可能な開発のデモンストレーションを行うことを目標とする。Phase I(2022年3月から18ヵ月間)の後、Phase II(2024年9月から2年間)が開始された。
 - Phase IIでは、保全活動へのコミュニティ参加にフォーカスし、パートナー機関として、CONGOFLUXを実施しているGhent大学、CIFOR、キサンガニ大学など12機関が参加。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、コンゴ民において、泥炭地生態系のモニタリング・観測体制の立ち上げ、泥炭ランドスケープの持続的管理の推進、国内外ステークホルダーの泥炭地モニタリング・管理の理解促進を行うことにより、泥炭地モニタリング・観測及び持続可能な管理に係る能力強化を図り、もって赤道州の泥炭地生態系モニタリング成果の国際的な発信に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

キンシャサ、赤道州

(3) 本プロジェクトの受益者(ターゲットグループ)

直接受益者：MEDD-NEC及び赤道州政府

最終受益者：モデルサイト(赤道州ロコラマ村・ペンゼレ村を含む対象村落)

の住民

(4) 事業実施期間

2026年10月～2030年9月を予定(計48月)

(5) 事業実施体制

- MEDD-NEC 森林インベントリー・整備局(Direction Inventaire et Aménagement Forestier、以下、「DIAF」という)：泥炭地生態系のモニタリング・観測体制の立ち上げ
- 赤道州政府：モデルサイトにおける泥炭ランドスケープの持続的管理の推進

- ・ MEDD-NEC 泥炭地管理ユニット（Unité de Gestion des Tourbières、以下「UGT」という）：国内外ステークホルダーの泥炭地モニタリング・管理の理解促進
- (6) 他事業、他開発協力機関との連携・役割分担
- 1) 我が国の援助活動
- JICAは2018年から2025年までMEDD-NECに「森林・気候変動対策政策アドバイザー」を派遣し、同専門家のコンゴ川流域に広がる熱帯泥炭地の保全政策への助言やUGTの活動支援行ってきた。加えてJICAは「持続的な泥炭地管理及び保全協力に係る情報収集・確認調査」（2020-2022）」を実施し、インドネシア、コンゴ盆地、ペルーの泥炭地管理・保全分野に係る現状の確認及び課題の特定、ニーズの確認を行った。さらに2022年に日本政府は無償資金協力「経済社会開発計画（気候変動対策関連機材）」の書簡をコンゴ民政府と交換しており、今後赤道州ロコラマ村にて整備される予定のフラックスタワーは、完成・運用開始時期により、本事業の泥炭地生態系のモニタリング・観測体制の立ち上げに活用される可能性がある。
- 2) 他の開発協力機関等の援助活動
- フラックスタワーなど泥炭観測／モニタリング設備の整備、またデータの収集・分析等に関して、管理主体であるMEDD-NEC、支援機関であるJICA、Leeds大学（CONGOPEAT）及びGhent大学（CONGOFLUX）との間で連携体制を構築して取り組むとともに、国内大学・研究機関等も含めた連携体制構築を検討する。また援助機関であるFAO、UNEP、UNESCOは、コミュニティ参加型の泥炭地保全活動を含むプロジェクトを実施しており、本事業の泥炭ランドスケープの持続的管理の推進に関し、引き続き情報交換を行っていくことを確認している。
- (7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
- 1) 環境社会配慮
- ① カテゴリ分類（A,B,Cを記載）：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
- 2) 横断的事項
- ① 気候変動：赤道州における泥炭地の持続可能な管理により、将来的に気候変動緩和に寄与する可能性がある。
- ② 生物多様性：本事業が取り組む生態系の保護を意識した泥炭ランドスケープの保全と持続的管理は、生物多様性主流化に資すると考えられる。
- ③ 平和構築支援：特になし。
- ④ 貧困対策・貧困配慮：特になし。
- 3) ジェンダー分類：
- 【ジェンダー案件】「（GIS）ジェンダー活動統合案件」
- <活動内容／分類理由> モデルサイトにおける泥炭地ランドスケープの持続可能な管理の推進においては、作成するプロジェクト活動計画のなかで、女性がプロジェクト活動に参加する機会均等を確保することとしている。

- (8) その他特記事項：モデルサイトとなる赤道州ロコラマ村には森の先住民族である Batswa 族が居住し、森林資源に頼った生計を営んでいるため、その生活様式やコミュニティの希望に十分配慮した事業運営が重要である。また隣接するペンゼレ村には Bantu 系住民が居住しており、両コミュニティの良好な関係維持のため事業実施における両村に対する平等な姿勢が必要である。加えて、コンゴ盆地の泥炭地はコンゴ民／共の両国にまたがって分布しており、泥炭地保全のためにはコンゴ民のみならずコンゴ共も同様に取り組んで行くことが望ましい。本事業は可能な範囲でコンゴ共の人材との交流推進を予定する。

4. 事業の枠組み

- (1) 上位目標：赤道州の泥炭地生態系モニタリング活動の成果が国際的に発信される。

指標及び目標値：

1. 泥炭地生態系モニタリング・観測および持続可能な管理にかかる活動が気候変動に関する国家文書で言及される。
2. 泥炭地生態系モニタリング・観測で得られたデータが国際学術誌に発表される。
3. 泥炭地ランドスケープの持続可能な管理活動がモデルサイトで継続している。

- (2) プロジェクト目標：泥炭地のモニタリング・観測と持続可能な管理能力が強化される。

指標及び目標値：

1. 泥炭地生態系のモニタリング・観測枠組みの管理が MEDD-NEC の機能に含まれる。
2. XX(数)人の職員が泥炭地生態系のモニタリング・観測に関する研修を受ける。

- (3) 成果

成果 1：泥炭地生態系のモニタリング・観測の枠組みが赤道州で構築される。

成果 2：モデルサイトにおいて泥炭地ランドスケープの持続可能な管理が推進される。

成果 3：泥炭地のモニタリング・観測及び持続可能な管理の重要性が国内外ステークホルダーによって認識される。

- (4) 活動

1.1 熱帯泥炭地生態系のモニタリング・観測項目を特定する。

1.2 赤道州の泥炭地のモニタリング・観測のための主要機関を特定する。

1.3 活動 1.1 で特定したモニタリング・観測項目に基づいて、泥炭地のモニタリング・観測計画を提案する。

- 1.4 提案に基づき、主要機関の間で泥炭地のモニタリング・観測計画を合意する。
- 1.5 モニタリング・観測計画に沿って必要な機材を準備する。
- 1.6 モニタリング・観測計画を踏まえて主要機関の能力強化を行う。
- 1.7 泥炭地のモニタリング・観測の実施における調整を行う。
- 1.8 モニタリング・観測計画をレビューし、修正し、確認する。
- 2.1 モデルサイトとその周辺地域の泥炭地の分布を特定する。
- 2.2 泥炭地ランドスケープの持続可能な管理のため、ロコラマとペンゼレを含む3対象村落を選定する。
- 2.3 対象村落の社会経済および環境に関する情報を収集・分析する。
- 2.4 コミュニティの生計、先住民、ジェンダーを考慮して、対象村落の持続可能な泥炭地ランドスケープ管理のためのプロジェクト活動計画を作成する。
- 2.5 プロジェクト活動計画を実行する。
- 2.6 必要に応じてプロジェクト活動計画を見直し、修正する。
- 3.1 成果1及び成果2を通じて得られた知識・教訓を取りまとめる。
- 3.2 得られた知識・教訓を国内外のセミナーや会議で広く共有する。
- 3.3 国及び／又は州レベルの政策・計画および戦略・指令に関し、泥炭地ランドスケープの持続可能な管理にかかる提言を作成する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

モニタリング・観測機器の設置に向け関係者全員の承認が得られる。

(2) 外部条件

モデルサイトの対象村がプロジェクトに協力する。

モデルサイトおよびその周辺で大規模な開発が行われない。

政府の泥炭地保全への優先度が大きく変更されない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

インドネシアで実施した地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）「泥炭・森林における火災と炭素管理プロジェクト」（2016年度事後評価）の教訓では、気候変動対策については、国際的な枠組みでの議論の動向の影響や、国内政権交代や省庁再編による影響があり、研究活動を計画どおりに進めることが困難であったことが指摘されている。また、同事業では泥炭地における炭素排出量管理モデルの構築を目標としており、炭素量評価システムの構築にあたっては、5年間の事業実施期間に必要なデータ収集、分析・解析・検証の全ては完了しておらず、事業の実現可能性の点で課題があったことが指摘されている。本事業では、コンゴ盆地の泥炭に係る国際潮流及び援助機関・大学研究機関の動向を取り込むこととし、また他の事業計画（無償資金協力「経済社会開発計画（気候変動対策関連機材）」によるフラックスタワー建設等）の進捗状況が本プロジェクトの実現可能性に大きく影響を与えないような事業の枠組みとした。

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携し

て、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングのための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリ

ング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で利用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：持続的森林資源管理、泥炭生態系モニタリング

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：コンゴ民主共和国及びアフリカ地域

② 語学能力：英語（フランス語ができれば望ましい）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026年10月～2030年9月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 31.49 人月

本邦研修に関する業務人月2.30を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。」

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2) 渡航回数を目途 延べ27回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 土地利用計画策定調査
- 住民参加型泥炭管理活動
- 泥炭生態系モニタリング（ベースライン・エンドライン調査を含む）

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- R/D 署名版及び要請書

2) 公開資料

- コンゴ民主共和国「コンゴ盆地における熱帯泥炭地市江体系モニタリング及び管理能力強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書（評価分析）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000054872.html>

➤ 持続的な泥炭地管理及び保全協力に係る情報収集・確認調査 ファイナル・レポート

https://openjicareport.jica.go.jp/884/884/884_000_12348975.html

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（仏語⇔英語）	無（※C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）を含め、渡航国・地域で使用する言語はフランス語です。
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コンゴ民事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2) その他留意事項

・旅券(査証)、イエローカード、出張命令書(Ordre de mission)を携行する。

含む)

・移動前日までに車両チェックを行う。仏語によるコミュニケーションが可能な日本人、あるいは現地人スタッフ(英仏通訳でも可)を必ず帯同する。

- ・各人が携帯電話を携行し、行動グループごとに衛星携帯電話 1 台を携行する。携帯電話は常時電源を入れておくこと。
- ・非常用の食料および水を携行するか、現地で調達すること。
- ・宿泊先は、都市・地域別に事務所が作成している推奨ホテルリストを参照し、原則として事務所安全確認済のホテルから選択する(ローカル人材についても、上記ホテルリスト内から選択することを推奨する。ただし、一般的な防犯対策が講じられた宿泊先を選定できれば、ホテルリスト外の宿泊先の利用も可とする)。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件業務については、赤道州渡航分（252日分）について、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されません。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

(2) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める

か否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

262,242,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（4）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（5）定額計上について

■ 本案件は定額計上があります（95,664,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載くだ

さい。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	土地利用計画策定調査	「第2章 特記仕様書案 第4条業務の内容 2.（1）」「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3）現地再委託」	3,000,000円	土地利用計画策定調査費一式	再委託
2	住民参加型泥炭管理活動	「第2章 特記仕様書案 第4条業務の内容 2.（1）」	54,394,000円	NGO再委託費、NGOスタッフ費、通信費、対住民支援経費、調査費、住民集会開催用、研修費用、資材購入費用等）	再委託
3	泥炭生態系モニタリング（ベースライン・エンドライン調査を含む）	「第2章 特記仕様書案 第4条業務の内容 2.（3）その他」	19,000,000円	ベースライン調査・エンドライン調査経費、モニタリング実施経費（大学研究者モニタリング費用）	再委託
4	本邦研修にかかる経費	「第2章 特記仕様書案 第4条業務の内容 2.（2）本邦研	8,682,000円	報酬（事前業務（3号 0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及	報酬 国内業務費

		修]		び同行(現時点では3号0.9人月:研修内容を踏まえ提案、見直し可)、直接経費1,059,000円)	
5	安全対策経費	見積書にかかる留意事項	6,576,000円	戦争特約保険	戦争特約保険料
6	計測機材		3,000,000円 (数量:3)	計測機材(具体的な機材については、実施中の無償資金協力事業との調整の上決まる。現時点の想定は、フラックス計測他、水位・水循環・生物相・植生被覆等泥炭ランドスケープ計測用を想定)	機材費
7	維持管理用機材		1,000,000円 (数量:1)	維持管理用機材(フラックス計測維持管理を想定)	機材費

(6) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(7) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(8) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(10) その他留意事項

コンゴ民主共和国国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律20,500円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)